



国際連合システム



国連の主要機関

総会

■ 補助機関

主要委員会及びその他の会期委員会
軍縮委員会
人権理事会
国際法委員会
常設委員会及びアドホック組織

■ 計画と基金¹

国連開発計画 (UNDP)
・国連資本開発基金 (UNCDF)
・国連ボランティア計画 (UNV)
国連環境計画 (UNEP)⁸
国連人口基金 (UNFPA)
国連人間居住計画 (UN-HABITAT)⁸
国連児童基金 (UNICEF)
国連世界食糧計画 (WFP) [UN/FAO]

■ 調査及び研修所

国連軍縮研究所 (UNIDIR)
国連訓練調査研究所 (UNITAR)
国連システム・スタッフ・カレッジ (UNSSC)
国連大学 (UNU)

■ その他の国連機関

国際貿易センター (ITC) [UN/WTO]
国連貿易開発会議 (UNCTAD)^{1,8}
国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)¹
国連プロジェクトサービス機関 (UNOPS)
国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA)¹
ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN-Women)¹

■ 関連機関

包括的核実験禁止条約機関準備委員会 (CTBTO-PrepCom)
国際原子力機関 (IAEA)^{1,3}
国際刑事裁判所 (ICC)
国際海底機構 (ISA)
国際海洋法裁判所 (ITLOS)
化学兵器禁止機関 (OPCW)³
世界貿易機関 (WTO)^{1,4}

安全保障理事会

■ 補助機関

テロ対策委員会
ルワンダ国際刑事裁判所 (ICTR)

旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所 (ICTY)
国際刑事裁判所のためのメカニズム (MICT)
軍事参謀委員会

平和維持活動・政治ミッション
制裁委員会 (アドホック)
常設委員会及びアドホック組織

■ 諮問的補助機関

平和構築委員会

■ 持続可能な開発に関する
ハイレベル政治フォーラム
(HLPF)

経済社会理事会

■ 機能委員会

犯罪防止刑事司法委員会
麻薬委員会
人口開発委員会
開発のための科学技術委員会
社会開発委員会
統計委員会
女性の地位委員会
国連森林フォーラム

■ 地域委員会⁸

アフリカ経済委員会 (ECA)
ヨーロッパ経済委員会 (ECE)
ラテンアメリカ・カリブ経済委員会 (ECLAC)
アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP)
西アジア経済社会委員会 (ESCWA)

■ その他の機関

開発政策委員会
行政専門家委員会
非政府組織委員会
先住民問題に関する常設フォーラム
国連エイズ合同計画 (UNAIDS)
地理学的名称に関する
国連専門家グループ (UNEGGN)

■ 調査及び研修所

国連地域犯罪司法研究所 (UNICRI)
国連社会開発研究所 (UNRISD)

■ 専門機関^{1,5}

国連食糧農業機関 (FAO)
国際民間航空機関 (ICAO)
国際農業開発基金 (IFAD)
国際労働機関 (ILO)
国際通貨基金 (IMF)
国際海事機関 (IMO)
国際電気通信連合 (ITU)
国連教育科学文化機関 (UNESCO)

国連工業開発機関 (UNIDO)
世界観光機関 (UNWTO)
万国郵便連合 (UPU)
世界保健機関 (WHO)
世界知的所有権機関 (WIPO)
世界気象機関 (WMO)
世界銀行グループ (World Bank Group)⁷
・国際復興開発銀行 (IBRD)
・国際開発協会 (IDA)
・国際金融公社 (IFC)

事務局

■ 各部局及び各事務所

事務総長室 (EOSG)
経済社会局 (DESA)
フィールド支援局 (DFS)
総会・会議管理局 (DGACM)
管理局 (DM)
政治局 (DPA)
広報局 (DPI)
平和維持活動局 (DPKO)
安全保安局 (DSS)
人道問題調整事務所 (OCHA)
国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR)
内部監査室 (OIOS)
法務局 (OLA)
アフリカ担当事務総長特別顧問室 (OSAA)
平和構築支援事務所 (PBSO)
子どもと武力紛争に関する
国連事務総長特別代表事務所 (SRSG/CAAC)
紛争下の性的暴力に関する
事務総長特別代表事務所 (SRSG/SVC)
国連国際防災戦略事務局 (UNISDR)

軍縮部 (UNODA)
国連薬物犯罪事務所 (UNODC)¹
国連ジュネーブ事務所 (UNOG)
後発開発途上国、内陸開発途上国、
小島嶼国開発途上国担当上級代表事務所 (UN-OHRLLS)
国連ナイロビ事務所 (UNON)
国連パートナーシップ事務所 (UNOP)²
国連ウィーン事務所 (UNOV)

国際司法裁判所

信託統治理事会⁶

備考

- 1 国連システム事務局調整委員会 (CEB) の全メンバー。
- 2 国連パートナーシップ事務所 (UNOP) は国連財団とのフォーカルポイント。
- 3 国連原子力機関 (IAEA) と化学兵器禁止機関 (OPCW) は安全保障理事会および総会に報告する。
- 4 世界貿易機関 (WTO) には総会に対する報告義務はないが、金融および開発問題などについて、総会および経済社会理事会に対して、アドホックに報告を行う。
- 5 専門機関は自治機関。その活動の調整は、政府間レベルでは経済社会理事会を通じて、事務局レベルでは CEB を通じて行われる。
- 6 信託統治理事会は、最後の国連信託統治領パラオが1994年10月1日に独立したことに伴い、1994年11月1日以降活動を停止している。
- 7 国際投資紛争開発センター (ICSID) と多国間投資保証機関 (MIGA) は専門機関ではないが、憲章の57条と63条に従い、世界銀行グループの一部である。
- 8 これらの機関の事務局は、国連事務局の一部である。

この組織図は国連システムの機能的な組織関係を反映しており、広報を目的として作成された資料です。国連システムのすべての機関を網羅するものではありません。